核燃料物質の使用方法

■■■本件に関する問い合わせ先■■■

<mark>放射線受付</mark>(放射線受付棟,内線:3500,外線:029-864-5496,E-mail∶kek3500@ml.post.kek.jp)

営業時間:平日8:30~12:00及び13:00~18:30

■■■KEK への送付物の宛先(放射線受付宛)■■■

〒305-0801 茨城県つくば市大穂 1-1

高エネルギー加速器研究機構 放射線管理棟 放射線事務室 気付

放射線受付 行 (029-864-5496)

■■■手続きの流れ■■■

1. 核燃様式7号, 核燃様式9号の作成

- ・「核燃料物質使用願(核燃様式7号)」を作成する。
- ・非密封取扱の場合は、「非密封核燃料物質取扱願(核燃様式9号)」も作成する。

2. 核燃様式 7号, 核燃様式 9号の提出

- ・核燃様式7号を放射線受付に提出する。
- ・非密封取扱の場合は、核燃様式9号も放射線受付に提出する。
- ・KEK 外からの場合は、上記の放射線受付への宛先に送付する。

3. 計量管理責任者, 第7管理区域責任者の許可(放射線受付が担当)

- ・核燃様式7号に計量管理責任者の許可を得る。
- ・非密封取扱の場合は、核燃様式9号に計量管理責任者及び第7管理区域責任者の許可を得る。
- ・管理簿に記入する。

4. 使用記録用紙の作成

・使用記録をとるための「核燃料物質使用記録(核燃様式8号)」を印刷する。

5. 核燃料物質の貸出

・放射線受付から核燃料物質を受け取る。(貯蔵室からの取り出しは放射線受付が行う。) 借用期間は,原則最大1ヶ月間です。ただし,非密封使用の場合,月またぎはできません。 借受けた核燃料物質の又貸し禁止です。

6. 核燃料物質の使用

・使用の都度、核燃様式8号に使用の記録をつける。

使用方法によっては、事前に汚染検査が必要な場合があります。

許可を得ている使用方法以外で使用できません。

・使用していないときは、必ず決められた保管場所に保管する。

7. 汚染検査

・使用が終わったら、スミア法による汚染検査を行う。

BL-27 ユーザー : 自分でスミアを取って測定まで行う。

BL-27 ユーザー以外 :自分でスミアを取って,スミア試料を<mark>放射線受付</mark>に提出する。

8. 核燃料物質の返却

・放射線受付に連絡して、核燃料物質を返却する。(貯蔵室への返却は放射線受付が行う。)

9. 核燃料物質使用記録の提出

・核燃様式8号を放射線受付に提出する。

10. 核燃料物質使用記録の確認(放射線受付が担当)

- ・核燃様式8号について、計量管理責任者の確認を受ける。
- ・管理簿に記入する。

11. 核燃料物質の使用完了